

第 1 回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
3	嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表	1
4	嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	4
5	嬉野市税条例の一部を改正する条例新旧対照表	6
6	嬉野市土地開発基金条例の一部を改正する条例新旧対照表	9
7	嬉野市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表	10
8	嬉野市立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表	11
9	嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	12
10	嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表	14
11	嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表	15
13	市道路線廃止位置図	19
14	市道路線認定一覧表及び位置図	22

嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表
【第1条関係】

嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例（平成18年嬉野市条例第101号）に係る新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>嬉野市子ども並びに小学生及び中学生の医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子ども<u>並びに小学生及び中学生</u>の医療に要する医療費について助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子ども<u>並びに小学生及び中学生</u>の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「中学生」とは、<u>満12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子ども及び小学生を現に看護するものをいう。</p> <p>5 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>6 この条例において「保険給付」とは、社会保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。ただし、食事療養に関するものは除くものとする。</p> <p>7 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。</p> <p>8 この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。</p>	<p style="text-align: center;"><u>嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子ども<u>及び小学生</u>の医療に要する医療費について助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子ども<u>及び小学生</u>の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子ども及び小学生を現に看護するものをいう。</p> <p>4 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>5 この条例において「保険給付」とは、社会保険各法に規定する療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費をいう。ただし、食事療養に関するものは除くものとする。</p> <p>6 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。</p> <p>7 この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。</p>

(助成対象者)

第3条 この条例に定める子ども並びに小学生及び中学生の医療費の助成を受けることのできる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する子ども並びに小学生及び中学生の保護者とする。

(1)～(4) 略

(助成)

第4条 略

(1) 略

(2) 助成対象者が小学生及び中学生に係る保険給付を受けた場合は、支払った一部負担金から、小学生及び中学生一人につき各月500円の自己負担額を控除した額を助成するものとする。

(3) 助成対象者が、子ども並びに小学生及び中学生に係る保険給付につき医療費の全額を負担した場合には、第1号の規定を準用し、助成するものとする。

(4) 略

(助成期間)

第6条 助成期間は、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(助成の制限)

第8条 第4条の規定にかかわらず、子ども並びに小学生及び中学生の保険給付について、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限度において助成をしないものとする。

(助成対象者)

第3条 この条例に定める子ども及び小学生の医療費の助成を受けることのできる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する子ども及び小学生の保護者とする。

(1)～(4) 略

(助成)

第4条 略

(1) 略

(2) 助成対象者が小学生に係る保険給付を受けた場合は、支払った一部負担金から、小学生一人につき各月500円の自己負担額を控除した額を助成するものとする。

(3) 助成対象者が、子ども及び小学生に係る保険給付につき医療費の全額を負担した場合には、第1号の規定を準用し、助成するものとする。

(4) 略

(助成期間)

第6条 助成期間は、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(助成の制限)

第8条 第4条の規定にかかわらず、子ども及び小学生の保険給付について、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療に要する費用の全部又は一部につき第三者から賠償等が行われるときは、その限度において助成をしないものとする。

【第2条関係】

嬉野市乳幼児並びに就学前児童及び小学生の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成23年嬉野市条例第24号）に係る新旧対照表

改正案	現行
<p data-bbox="263 414 359 448">附 則</p> <p data-bbox="207 459 798 492">この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="901 414 997 448">附 則</p> <p data-bbox="853 459 1013 492"><u>（施行期日）</u></p> <p data-bbox="821 504 1428 593">1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="853 604 1013 638"><u>（経過措置）</u></p> <p data-bbox="821 649 1428 929">2 この条例による改正後の嬉野市子ども及び小学生の医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成から適用し、平成24年3月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p>

学校薬剤師	50,100 円	行政職 1 級及び 技能職の職 務にある者の 規定に準ず る。
スポーツ推 進委員	37,300 円	
自治公民館 長	17,800 円	
国民健康保 険税等収納 嘱託員	月額 90,000 円 加算額 現年度分収納額の 100 分の 4.5 過年度分収納額の 100 分の 4.5	
水道料金等 収納嘱託員	月額 160,000 円 加算額 収納 1 件につき 150 円 開閉栓 1 件につき 150 円	
し尿汲取・ 下水道料金 等収納嘱託 員	月額 160,000 円 加算額 収納 1 件につき 150 円	

学校薬剤師	50,100 円	行政職 1 級及び 技能職の職 務にある者の 規定に準ず る。
体育指導委 員	37,300 円	
自治公民館 長	17,800 円	
国民健康保 険税等収納 嘱託員	月額 90,000 円 加算額 現年度分収納額の 100 分の 4.5 過年度分収納額の 100 分の 4.5	
水道料金等 収納嘱託員	月額 160,000 円 加算額 収納 1 件につき 150 円	
し尿汲取・ 下水道料金 等収納嘱託 員	月額 160,000 円 加算額 収納 1 件につき 150 円	

嬉野市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)</p> <p>第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。</p> <p>7 略</p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失額(同条第3項に</p>	<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)</p> <p>第23条第1項の規定によって使用する埋立地若しくは干拓地(以下この項において「埋立地等」という。)又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等(同法第42条第2項の規定による竣功通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。)で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの(埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。)については、これらの埋立地等をもって土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、<u>地方開発事業団</u>及び合併特例区(以下この項において「都道府県等」という。)以外の者が同法第23条第1項の規定によって使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によって使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によって造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者(土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地等を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。)をもって当該埋立地等に係る第1項の所有者とみなす。</p> <p>7 略</p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下<u>この条</u>において「特例損失金額」という。)については、平成22年において生じた法第</p>

規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第36条

314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条

3 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（個人の市民税の税率の特例等）

第25条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

嬉野市土地開発基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(基金の額) 第2条 基金の額は、<u>1億円</u>とする。</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して<u>積立て</u>をすることができる。</p> <p>3 前項の規定により<u>積立て</u>が行われたときは、基金の額は、<u>積立</u>相当額増加するものとする。</p>	<p>(基金の額) 第2条 基金の額は、<u>3億7,826万5,000円</u>とする。</p> <p>2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して<u>積み立て</u>をすることができる。</p> <p>3 前項の規定により<u>積み立て</u>が行われたときは、基金の額は、<u>積み立て</u>相当額増加するものとする。</p>

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(公民館運営審議会)</p> <p>第4条 法第29条第1項の規定に基づき、嬉野市中央公民館及び嬉野市塩田公民館にそれぞれ、嬉野市嬉野公民館及び嬉野市吉田公民館に一の公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p><u>2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から嬉野市教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>3 委員の定数は、10人以内とする。</u></p> <p><u>4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>5 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>6 前3項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>	<p>(公民館運営審議会)</p> <p>第4条 法第29条第1項の規定に基づき、嬉野市中央公民館及び嬉野市塩田公民館にそれぞれ、嬉野市嬉野公民館及び嬉野市吉田公民館に一の公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p><u>2 委員の定数は、10人以内とする。</u></p> <p><u>3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>4 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>5 前3項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</u></p>

嬉野市立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(図書館協議会)</p> <p>第7条 法第14条第1項の規定に基づき、嬉野市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応じ、図書館の行う図書館奉仕について館長に対し意見を述べるものとする。</p> <p>3 委員の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、<u>家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から</u>、教育委員会が任命する。</p> <p>4～5 略</p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第7条 法第14条第1項の規定に基づき、嬉野市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応じ、図書館の行う図書館奉仕について館長に対し意見を述べるものとする。</p> <p>3 委員の定数は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者<u>並びに学識経験を有する者のうちから</u>、教育委員会が任命する。</p> <p>4～5 略</p>

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(その1)

改正案	現行
<p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p>第10条 市は、一般廃棄物の減量及び処理に関し次に掲げる事項を定める計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>(1) 一般廃棄物の発生量及び処理料の見込み</p> <p>(2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項</p> <p>(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分</p> <p>(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する事項</p> <p>(5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項</p> <p><u>(再生資源物の収集等の禁止)</u></p> <p><u>第15条の3 市又は市の委託を受けて廃棄物の収集若しくは運搬を行う者以外は、収集所に搬入された一般廃棄物のうち、再生資源の利用の促進の対象となるものとして規則で定めるもの（以下「再生資源物」という。）を収集し、又は運搬してはならない。</u></p> <p><u>2 市長は、市又は市の委託を受けて廃棄物の収集若しくは運搬を行う者以外の者が前項の規定に違反して、再生資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。</u></p>	<p>(一般廃棄物処理計画)</p> <p>第10条 市は、一般廃棄物の減量及び処理に関し次に掲げる事項を定める計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して定めるものとする。</u></p> <p>(1) 一般廃棄物の発生量及び処理料の見込み</p> <p>(2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項</p> <p>(3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分</p> <p>(4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する事項</p> <p>(5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項</p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項</u></p>

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(その2)

【改正案】

別表第1(第17条関係)

区分		数量	手数料の額
家庭系一般廃棄物	指定袋(燃やせるごみ用)大	1枚につき	40円
	持込粗大ごみ ただし、特定家庭用機器再商品化法に規定する機械器具を除く。	搬入使用車の積載重量2t未満の車1台までごとに 搬入使用車の積載重量2tの車1台までごとに	1,000円 2,000円
事業系一般廃棄物	指定袋 大	1枚につき	100円
	〃 中	〃	70円
	〃 小	〃	50円
	〃 (リサイクル用)	〃	20円
	持込粗大ごみ ただし、特定家庭用機器再商品化法に規定する機械器具を除く。	搬入使用車の積載重量2t未満の車1台までごとに 搬入使用車の積載重量2tの車1台までごとに	2,000円 4,000円
犬・猫等の死体の処分		1体につき	1,500円
し尿汲み取り		従量制・18L当たり	200円

備考 し尿汲み取り手数料の額は、上記により算定した額に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

【現行】

別表第1(第17条関係)

区分		数量	手数料の額
家庭系一般廃棄物	指定袋(燃やせるごみ用)大	1枚につき	40円
	持込粗大ごみ ただし、特定家庭用機器再商品化法に規定する機械器具を除く。	搬入使用車の積載重量2t未満の車1台までごとに 搬入使用車の積載重量2tの車1台までごとに	1,000円 2,000円
事業系一般廃棄物	指定袋(持込専用)大	1枚につき	100円
	〃(持込専用)小	〃	70円
	〃(リサイクル用)	〃	20円
	持込粗大ごみ ただし、特定家庭用機器再商品化法に規定する機械器具を除く。	搬入使用車の積載重量2t未満の車1台までごとに 搬入使用車の積載重量2tの車1台までごとに	2,000円 4,000円
し尿汲み取り		従量制・18L当たり	200円

備考 し尿汲み取り手数料の額は、上記により算定した額に消費税率及び地方消費税率を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
(設置) 第2条 都市公園の名称及び所在地は、次のとおりとする。		(設置) 第2条 都市公園の名称及び所在地は、次のとおりとする。	
名称	所在地	名称	所在地
嬉野総合運動公園 (御幸公園)	嬉野市嬉野町大字下宿字一本 松甲2834番地	嬉野総合運動公園 (御幸公園)	嬉野市嬉野町大字下宿字一本 松甲2834番地
嬉野温泉公園	嬉野市嬉野町大字下野字一本 椎甲12番地1	嬉野温泉公園	嬉野市嬉野町大字下野字一本 椎甲12番地1
花みずき公園	嬉野市嬉野町大字下宿乙2363 番地		
下宿公園	嬉野市嬉野町大字下宿甲4716 番地14		
井手川内公園	嬉野市嬉野町大字下野甲5685 番地2		
龍王公園	嬉野市嬉野町大字下野甲5696 番地1		

嬉野市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、現に市内に住所又は勤務場所を有し、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項で定める者(第4項及び次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第5号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入がアからオまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからオまでに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として第3項で定める者がある場合</u> 214,000円</p> <p>イ <u>入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</u> 214,000円</p> <p>ウ <u>同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u> 214,000円</p> <p>エ <u>市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に転貸するため借り上げるものである場合</u> 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)</p> <p>オ <u>アからエまでに掲げる場合以外の場合</u></p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、現に市内に住所又は勤務場所を有し、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令第6条第1項で定める者(次項及び次条第2項において「老人等」という。))にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第5号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア <u>入居しようとする者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令第6条第4項で定める場合</u> 政令第6条第5項第1号に規定する金額</p> <p>イ <u>市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に転貸するため借り上げるものである場合</u> 政令第6条第5項第2号に規定する金額</p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げる場合以外の場合</u> 政</p>

158,000円

(3)～(5) 略

2 次の各号のいずれかに該当する者であつては、前項第1号に掲げる条件を具備する者とみなす。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める障害の程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を

令第6条第5項第3号に規定する金額

(3)～(5) 略

改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

（6） 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

（7） ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

（8） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 第1項第2号アに定める場合は、入居者又は同居者に次の各号のいずれかに該当する者があ
る場合とする。

（1） 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める障害の程度であるもの

ア 身体障害 前項第2号アに規定する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

（2） 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が前項第3号に規定する程度

（3） 前項第4号、第6号又は第7号に該当する者

4 老人等（第1項第1号の条件を具備する者を

2 老人等（前項第1号の条件を具備する者を除

除く。) 入居を認める市営住宅の規格は、その住戸専用面積が55平方メートル以下の規模の住宅とする。ただし、これにより難しい場合には、市長が別に定める規模の住宅とすることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 略

2 前条第1項第2号エに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第2号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

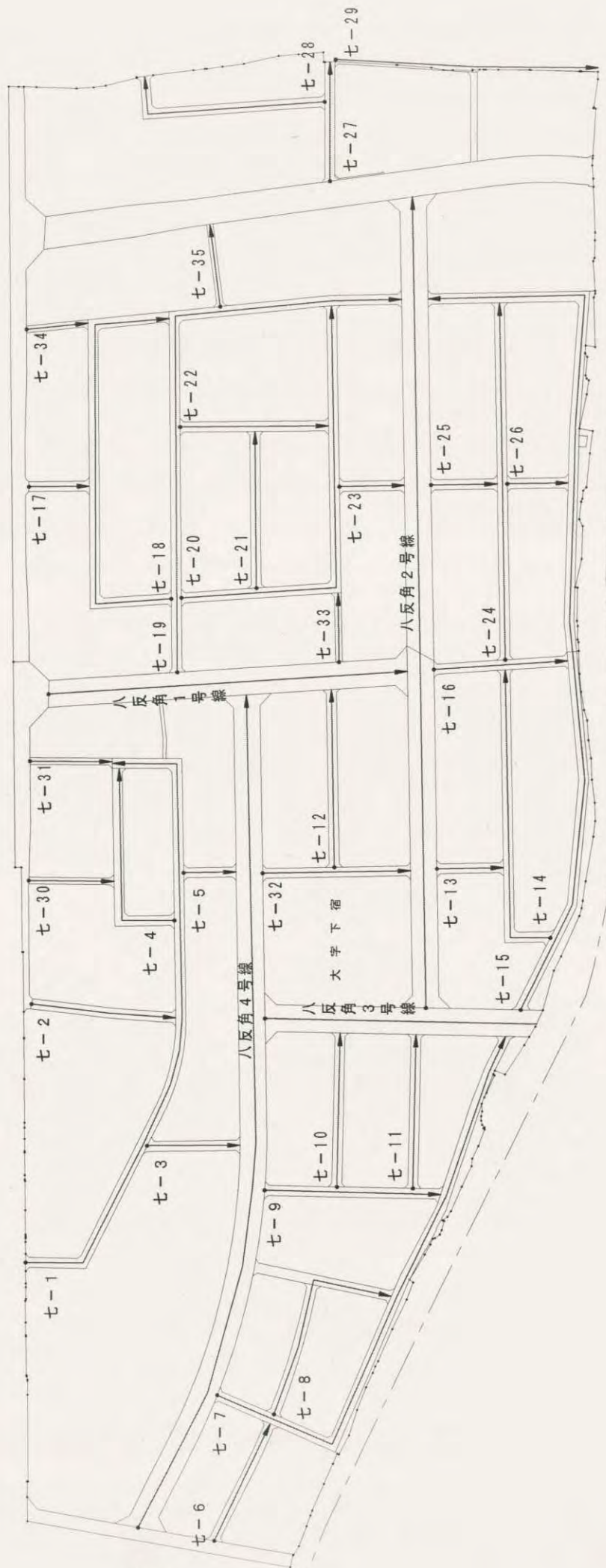
く。) 入居を認める市営住宅の規格は、その住戸専用面積が55平方メートル以下の規模の住宅とする。ただし、これにより難しい場合には、市長が別に定める規模の住宅とすることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 略

2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第2号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

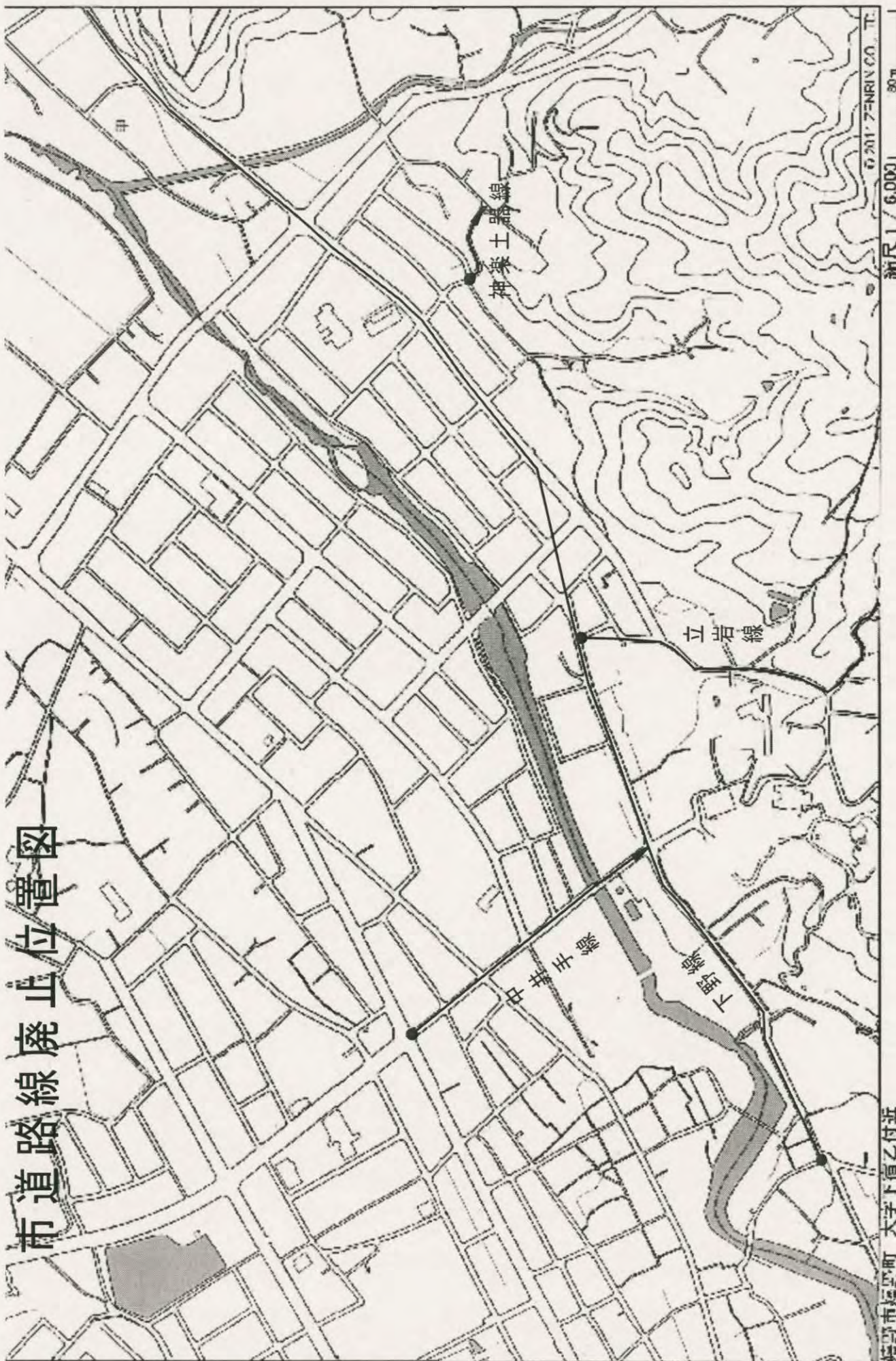
市道路線廃止位置図（第七土地区画整理事業）



市道路線廃止位置図（第八土地区画整理事業）



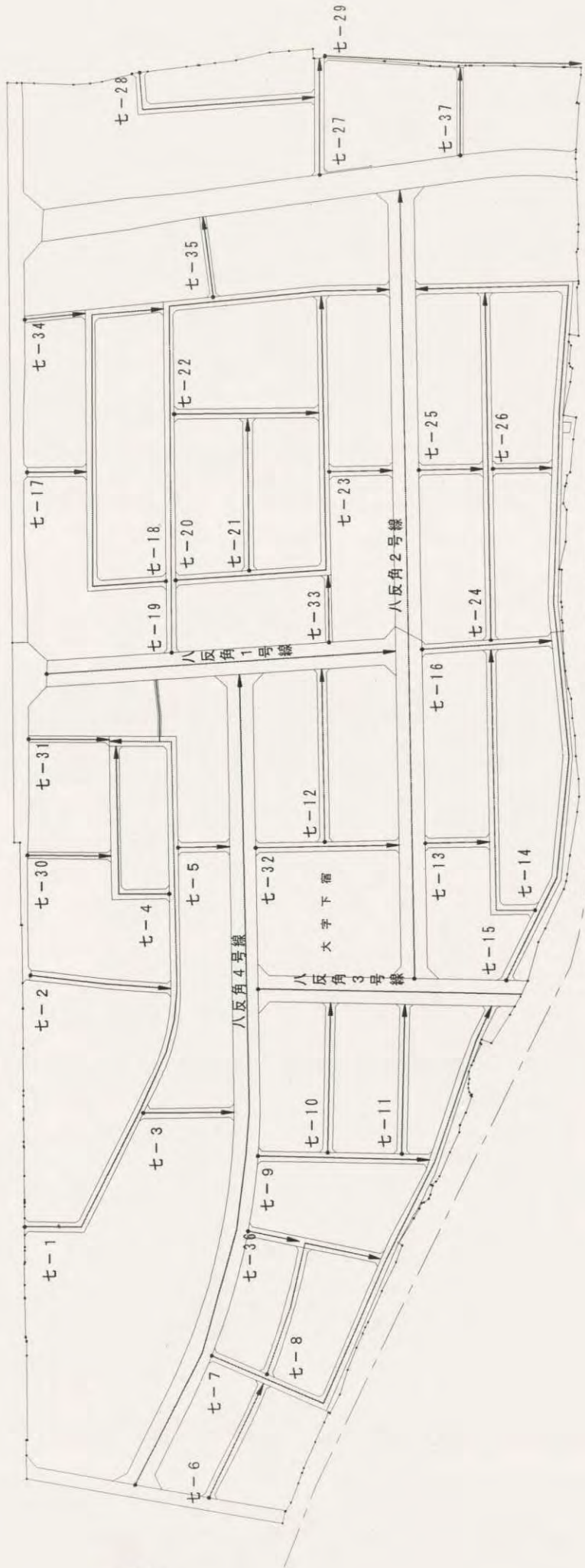
市道路線廃止位置図



市道路線認定一覽表

路 線 名	延 長			幅員 (m)	路 線 名	延 長			幅員 (m)
	道路 (m)	橋梁 (m)	計 (m)			道路 (m)	橋梁 (m)	計 (m)	
八反角 1号線	217.4	-	217.4	16.0	嬉野環状2号線	669.9	-	669.9	12.0
八反角 2号線	482.7	-	482.7	16.0	八区画 3号線	192.6	-	192.6	6.0
八反角 3号線	301.4	45.0	346.4	16.0	八区画 5号線	99.5	-	99.5	6.0
八反角 4号線	509.8	-	509.8	16.0	八区画 7号線	64.4	-	64.4	6.0
七区画 1号線	381.9	-	381.9	6.0	八区画 8号線	72.5	-	72.5	6.0
七区画 2号線	87.8	-	87.8	6.0	八区画 9号線	85.7	-	85.7	6.0
七区画 3号線	56.4	-	56.4	6.0	八区画 10号線	445.8	-	445.8	6.0
七区画 4号線	124.7	-	124.7	6.0	八区画 11号線	42.2	-	42.2	6.0
七区画 5号線	31.9	-	31.9	6.0	八区画 12号線	252.8	-	252.8	6.0
七区画 6号線	78.3	-	78.3	6.0	八区画 13号線	40.1	-	40.1	6.0
七区画 7号線	341.1	-	341.1	6.0	八区画 14号線	298.0	-	298.0	6.0
七区画 8号線	132.1	-	132.1	6.0	八区画 15号線	39.9	-	39.9	6.0
七区画 9号線	106.6	-	106.6	6.0	八区画 16号線	39.9	-	39.9	6.0
七区画 10号線	91.3	-	91.3	6.0	八区画 17号線	154.4	-	154.4	6.0
七区画 11号線	91.2	-	91.2	6.0	八区画 18号線	123.7	-	123.7	6.0
七区画 12号線	106.4	-	106.4	6.0	八区画 19号線	144.6	-	144.6	6.0
七区画 13号線	39.9	-	39.9	6.0	八区画 20号線	247.4	-	247.4	6.0
七区画 14号線	185.1	-	185.1	6.0	八区画 21号線	30.3	-	30.3	6.0
七区画 15号線	528.7	-	528.7	6.0	八区画 24号線	146.9	-	146.9	6.0
七区画 16号線	81.2	-	81.2	6.0	八区画 25号線	224.2	-	224.2	6.0
七区画 17号線	36.9	-	36.9	6.0	八区画 27号線	38.5	-	38.5	4.0
七区画 18号線	257.8	-	257.8	6.0	八区画 28号線	34.7	-	34.7	4.0
七区画 19号線	349.0	-	349.0	6.0	立岩線	1995.7	-	1995.7	4.0~6.0
七区画 20号線	260.7	-	260.7	6.0	神楽土器線	177.4	-	177.4	4.0~6.0
七区画 21号線	92.8	-	92.8	6.0	中井手線	344.8	27.8	372.6	8.0~11.0
七区画 22号線	89.7	-	89.7	6.0	下野線	3,220.3	63.4	3,283.7	6.0~8.0
七区画 23号線	39.3	-	39.3	6.0	的場線	808.1	6.5	814.6	6.0~8.0
七区画 24号線	211.5	-	211.5	6.0					
七区画 25号線	39.9	-	39.9	6.0					
七区画 26号線	37.1	-	37.1	6.0					
七区画 27号線	71.5	-	71.5	6.0					
七区画 28号線	130.0	-	130.0	6.0					
七区画 29号線	159.3	-	159.3	4.0~6.0					
七区画 30号線	51.8	-	51.8	4.0					
七区画 31号線	50.0	-	50.0	4.0					
七区画 32号線	89.2	-	89.2	6.0					
七区画 33号線	41.1	-	41.1	4.0					
七区画 34号線	37.7	-	37.7	4.0					
七区画 35号線	49.1	-	49.1	4.0					
七区画 36号線	33.1	-	33.1	6.0					
七区画 37号線	53.9	-	53.9	4.0					

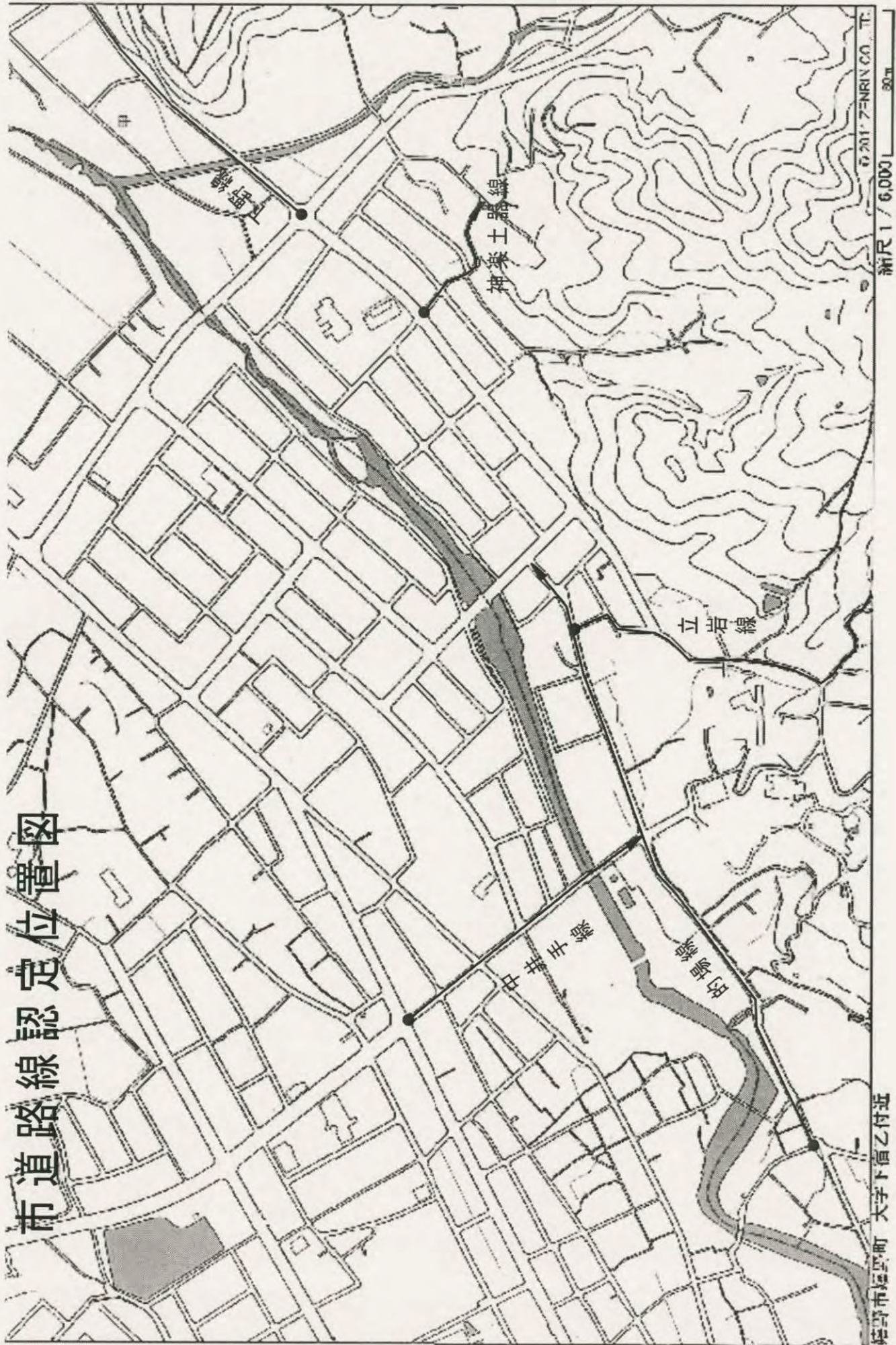
市道路線認定位置図 (第七土地区画整理事業)



市道路線認定位置図（第八土地区画整理事業）



市道路線認定位置図



結野市延野町 大字下宿乙付近